



第1章

人権・市民参画

Iizuka City General Plan 2017-2026

第Ⅲ編

基本計画

1-1. 人権尊重のまちづくりの推進

1-2. 男女共同参画の推進

1-3. 協働のまちづくりの推進

1-4. 情報共有の推進

人権尊重のまちづくりの推進

✿ 現状と課題

21 世紀は「人権の世紀」といわれ、国際的にも人権尊重や人権擁護に向けての取組が進んでいます。人権は、人が人として尊重され、自由で幸福に生活していくため各人が持っている固有の権利で、日本国憲法にも基本的人権として定められ、保障されているものです。

本市では、2000(平成 12)年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく総合的な人権教育・啓発のため、2010(平成 22)年に「飯塚市人権教育・啓発基本指針」を定め、その理念を具現化するものとして、2011(平成 23)年に「飯塚市人権教育・啓発実施計画」を策定し、その推進に取り組んできました。

しかしながら、2014(平成 26)年度に実施した人権同和問題実態調査（以下「実態調査」という。）の分析結果では、一定の成果を示しつつも、全ての課題が解消されたことには至っていないことが明らかになっています。

また、私たちのまわりには、同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などの人権に関するさまざまな問題が存在し、社会環境や人の価値観の変化などに伴い、犯罪被害者や性的マイノリティー(少数者)への新たな人権問題も発生するなど、人権問題は多様化、複雑化しています。このようなことから、人権教育及び啓発のより一層の充実を図り、市民一人ひとりの人権が大切にされる、人権尊重のまちづくりを積極的に推進していく必要があります。

さらに、就学前教育及び学校での人権学習のほか、家庭や地域においても、人権を大切にする、豊かなこころを育てていくことが重要なため、隣保館施設を中心に地区公民館も含めた啓発活動の充実が求められています。

そのような中、2016(平成 28)年 3 月には、実態調査の結果を踏まえ、「第 2 次飯塚市人権教育・啓発実施計画」を策定し、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

✿ 施策の方針

人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進し、市民一人ひとりの人権が真に尊重されるまちづくりを推進します。

✿ 目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015 (平成 27) 年		目標値 2026 (平成 38) 年
人権同和教育・啓発の講演会等参加者数	10,783 人	➤➤	13,000 人
人権同和教育・啓発講演会等の内容を理解している参加者の割合	69.2%	➤➤	90.0%

✿ 施策を実現するための基本事業

施策

1-1 人権尊重のまちづくりの推進

施策を実現するための基本事業

1 人権教育・啓発の推進

学校や社会教育の場はもとより、あらゆる場、あらゆる機会を通じた人権教育及び啓発活動を推進するとともに、人権教育の指導者や地域指導者の育成に努めます。

2 人権尊重のまちづくりに向けた総合的な取組の推進

さまざまな人権問題に幅広く対応し、人権尊重の視点が反映されるよう、全庁的かつ総合的な人権施策を推進します。

また、実態調査で明らかになった健康で文化的な生活の実現に向けての生活環境改善や教育・就労の分野での残された課題の解決に向け、これまでの特別対策の成果を踏まえ、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、一般対策での積極的な実施に努めます。

3 人権擁護施策の推進

個別の人権侵害に適切に対応するために、各分野における相談・支援機能の充実を図るとともに、分野ごとの相談・支援体制の連携に努め、各種の相談機関や公的支援制度との連携・協力関係を図り、総合的かつ効果的な相談・支援に取り組んでいきます。

4 隣保館運営事業

市内の会館及び人権啓発センターでは、福祉の向上や人権啓発を目的に市民交流の拠点となる開かれたコミュニティ施設として、生活の相談事業や人権問題解決のため各種講座の開催、人権啓発活動事業、高齢者生活支援事業等を実施するとともに、広く市民への事業の周知に努めます。

5 関係機関、団体等との連携体制の促進

国・県及び地域、学校、企業など、人権・同和問題に関する取組を実施している各種関係機関・団体等と連携し、推進体制の充実を図ります。



人権同和教育・啓発講演会

男女共同参画の推進

✿ 現状と課題

少子高齢化の進展や社会経済情勢の急速な変化に対応できる活力ある地域社会を築いていくためには、男女がお互いの人権を尊重し、職場、学校、家庭、地域など、社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現が求められています。

本市においても、2015(平成 27)年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的役割分担の考え方を否定する割合が前回調査に比べ多く、男女の意識は確実に変化しています。しかし、性別による固定的役割分担を否定する割合は女性に比べて男性の方が低い傾向は続いています。

また、男女共同参画についての各種事業を展開してきたにもかかわらず、関心度や認知度は前回調査に比べ低下しています。

このため、本市では、「男女共同参画社会」を実現するための施策を総合的かつ計画的に推進するうえで基本となる「飯塚市男女共同参画推進条例」及び「飯塚市男女共同参画プラン」に掲げる施策をより一層推進していく必要があります。

特に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行され、男女が共に対等な立場で責任や義務を担い、あらゆる分野で活躍できる「男女共同参画社会」を確立するためには、男女の固定的性別役割分担意識を解消し、女性の参画が少ない分野での積極的な登用や実効性のあるワーク・ライフ・バランス^(※1)を推進していく必要があります。

また、男女の人権の尊重やあらゆる暴力の根絶に向けた取組を推進するとともに、男女共同参画推進センターを拠点としたさまざまな活動を工夫しながら展開することが必要です。

✿ 施策の方針

性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合う男女共同参画社会づくりを推進します。

✿ 目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015 (平成 27) 年		目標値 2026 (平成 38) 年
市の目標審議会等 ^(※2) 女性委員の割合	31.3%	≫	40.0%
地方自治法第 202 条の 3 に基づく市の審議会等女性委員の割合	28.1%	≫	30.0%
性別による固定的役割分担の考え方を否定する市民の割合	58.9%	≫	70.0%

(※1)ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和。誰もがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期といったライフステージに応じて、自らの希望に沿った形でバランスをとりながら多様な生き方が選択・実現できる状態。

(※2)目標審議会等：地方自治法第 202 条の 3 に基づく審議会等と市民参画による審議会等を併せたもの。

✿ 施策を実現するための基本事業

施策

1-2 男女共同参画の推進

施策を実現するための基本事業

1 男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりの気付きと社会生活での実践が不可欠であるため、「男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画の視点が反映されるよう、全庁的かつ総合的な施策の推進を図ります。

2 女性活躍の推進

男女共同参画社会の実現に向けての人づくりと女性が活躍する社会づくりのため、市の審議会等に女性委員の積極的登用を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの促進に向けた企業などへの働きかけを行います。

3 男女共同参画推進センターの積極的な活用

男女共同参画推進センターを市民の活動拠点とし、男女共同参画推進社会づくりに向けて、各種講座の開催、情報の収集・提供、活動団体の支援、相談事業の実施など総合的な施策の展開、充実を図ります。

4 女性の人権の確立

社会の様々な場面や機会を捉えて、男女平等や女性に対する暴力防止など、女性の人権の確立に向けた啓発に取り組むとともに、相談事業の充実を図り、相談者の実情に応じた支援を行います。



男女共同参画推進事業

協働のまちづくりの推進

✿ 現状と課題

地方分権の推進、少子高齢化、核家族化の進行や地域における連帯意識の希薄化など、社会環境が大きく変化する中、市民は多種・多様な価値観やニーズを持つようになってきました。

また、本市においても自治会加入世帯の減少が課題となる一方、安全・安心な暮らしを守る地域コミュニティの役割の重要性がますます高まっています。

行政がこのような多様なニーズに対応するためには、市民、各種団体、NPO、事業者等との連携を図り、適切な役割分担のもと、様々なまちづくりの課題に的確に対応していく必要があります。

本市では、地域に根ざした具体的な事業や施策を推進する上で、市内 12 地区のまちづくり協議会が最も重要な役割を担っており、多様なまちづくりの一層の推進を図るためには、地区公民館をコミュニティセンター（仮称）化し活用するなど、その活動拠点の確立が求められています。

✿ 施策の方針

まちづくりの様々な場面において市民参画を促し、市民、各種団体、NPO、事業者等と行政の協働による活力ある地域づくりを推進します。

✿ 目標達成指標

目標達成指標	基準値		目標値	
	2015 (平成 27) 年		2026 (平成 38) 年	
地区公民館のコミュニティセンター（仮称）化	0 館	➤➤	12 館	
自治会加入率	62.0%	➤➤	72.0%	

✿ 施策を実現するための基本事業

施策

1-3 協働のまちづくりの推進

施策を実現するための基本事業

1 協働のまちづくりの推進

あらゆる機会を通じて、「市民参画」、「協働」についての意識の高揚に努めるとともに、市民、各種団体、NPO、事業者等と行政がそれぞれの役割・責務を明らかにしながら、共通の目的の下に対等な立場で相互に補完し合い、地域の課題解決を図ります。

また、それぞれが互いの人権を尊重し誰もが共に活躍できる協働のまちづくりを推進するとともに、12地区まちづくり協議会の支援の強化に努めます。

2 自治会活動の支援

コミュニティの基盤となる自治会への加入促進に向けた取組を支援するとともに、先進的な取組についての情報提供等を行うなど、自治会活動を支援します。

3 地域コミュニティ活動の拠点づくりの推進

12地区のまちづくり協議会の活動が充実・発展し、かつ市民が気軽に集える活動拠点として、地区公民館のコミュニティセンター（仮称）化を推進します。

さらに、核となるまちづくりリーダーの存在は、活動のきっかけや活性化の契機となることから、人材育成やネットワークの構築に努めます。



「筑穂庁舎ふれあい Cafe」



まちづくり協議会活動の様子
「小学校6年生による農業体験」

情報共有の推進

✿ 現状と課題

近年、インターネットをはじめとした ICT はめざましい進歩を遂げており、市民の生活や行政サービスのあり方が大きく変わろうとしています。

市民ニーズの多様化により、伝えるべき情報量が年々増加する中、高速通信網の利用可能地域の拡大とともに、情報発信力の強化や地域社会で安心して暮らせるよう、健康管理、医療、防犯・防災などへの活用を図るなど、地域の活力を支える情報・通信体制の整備が求められています。

一方では、市民が不利益を被ることのないよう、個人情報等を適切に管理することがますます重要となっています。

まちづくり活動への参加を促進するためには、行政の持つ情報を市民に的確に提供するとともに、市民意見を積極的に取り入れていくことが必要です。

✿ 施策の方針

市民がまちづくりに参画できるよう情報の共有化の推進を図るとともに、収集した情報の適切な管理と効果的な情報発信に努めます。

✿ 目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015 (平成 27) 年		目標値 2026 (平成 38) 年
ホームページアクセス件数	4,300,022 件	≫	5,400,000 件
市民意見募集 1 事案当たりの提言の件数	6 件	≫	12 件

✿ 施策を実現するための基本事業

施策

1-4 情報共有の推進

施策を実現するための基本事業

1 地域情報化計画の策定

「地域情報化基本計画」を策定し、情報化施策の総合的かつ体系的な推進を図ります。

2 情報・通信基盤の充実

市内全域での高速通信網の早期整備を促進し、ネットワーク環境の整備とともに、ICTを効果的に利活用し、電子自治体の推進を図ります。

さらに、インターネットにより各種手続きや公共施設の予約などができるシステムを活用するなど市民の利便性向上に努めます。

3 広報の充実

広報紙やホームページを通して市民への情報提供の充実を図るとともに、新たな手法を研究し、様々な手法を活用した情報発信に努めます。また、飯塚が誇る地域資源や強みを市内外へ情報発信を行い、市の魅力を積極的にPRしていきます。

4 市民参画機会の充実

市民アンケート調査等により市民の声や地域の実情の把握に努めるとともに、市民と行政との情報のやりとりができる仕組みづくりを推進します。さらに、市民参画を進めるため、審議会等への参加を促進し、市民・団体等の意見を聴き取り、意見交換会の実施などに努め、政策形成に市民の意見を取り入れていきます。

5 適切な情報管理の推進

公文書管理など行政内部の適切な情報管理に努めるとともに、市民の視点に立った情報の公開・公表、個人情報の適切な管理に努めます。

